

## 第26回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第26回岩手町農業委員会総会は、令和4年8月23日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地利用最適化推進委員の選任について  
(休憩 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

主事 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 細野 清悦

農地利用最適化推進委員 中関 康一

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第26回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

1 番佐々木金見委員、9 番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事 務 局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地利用最適化推進委員の選任について、を議題とします。事務局長から提案説明願います。

事 務 局 長 議案書4ページをご覧ください。

議案第1号、農地利用最適化推進委員の選任についてであります。

先月、皆様にご報告いたしました水堀地域の澤村博美委員が、体調が思わしくないため辞任したことに伴い、水堀区域の担当委員1名の欠員募集により、次の

者を岩手町農地最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により委員会の承認を求めようとするものであります。

岩手町大字●●第●●地割●●番地、尾呂部地区の早坂浩美氏は水堀担当区域で、新任で推薦により、令和5年7月19日までの前任者の残任期間の任期で委嘱しようとするものであります。

選考にあたっては、7月14日から7月29日までの期間で募集したところ、尾呂部地区振興会長より1名の推薦と、同一人の候補者からも応募があり、8月8日に農地利用最適化推進委員候補者審査委員会にて審査を行った結果、全員適任と認められたことを報告いたします。

候補者の経歴につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、採決することといたします。

日程第4、議案第1号、岩手町農地利用最適化推進委員の選任について、賛成する方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

暫時休憩といたします。休憩の間に岩手町農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行い、その後総会を再開いたします。

(休憩、委嘱状交付式)

(午後1時39分休憩—午後1時43分再開)

#### ◎議案第2号

議 長 会議を再開いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、5ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、6ページをご覧ください。

番号6、土地の所在は、大字五日市第11地割地内の現況田、3筆3,411㎡について、譲り渡す方は町外に在住しており、兼業による規模縮小のため総額500,000円にて売買するものでございます。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

以上説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりましたので、調査員より報告をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いいたします。

細野推進委員 現地調査の結果について、推進委員の細野から報告いたします。

本日、午前9時から瀬川委員、中関推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号6番の農地について報告いたします。

6番の農地は、●●付近、北上川沿いの所にあり、全筆休耕田として管理されておりました。

譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、今後の耕作について問題ないと確認しました。以上、報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番福土委員 今まで休耕地ですが、今度受ける人は田に戻すのですか。

主 事 地目は田ですが、苗木を育てるため畑として使用したいという申請でした。

議 長 あと、ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第3号。議案書は、8ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について同条第3項に規定により意見の決定を求めるものであります。

9ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字江刈内第30地割地内の畑1,098㎡の内122.58㎡と番号5、土地の所在は、大字川口第29地割地内の畑、現況地目、原野2,247㎡の内112.47㎡について、携帯電話基地局設置に伴う工事用地として、10月から工事を着工し、令和5年1月までの予定での一時転用であります。

それぞれ場所につきましては、10ページ、15ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので調査員の報告をお願いします。

また、11ページ以降、岩手県知事へ提出する許可申請に対する意見書・調査書の詳細につきましては事務局より説明いたします。

議長 続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号4番と5番の農地転用の件について報告します。

4番の農地は北山形方面へ向かう県道と大平地区へ向かう町道の接道付近にあり休耕畑として管理されておりました。

5番の農地は丸泉寺地区にあり、こちらも4番同様休耕畑として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

主事 受付番号4番及び5番の申請について詳細を説明いたします。

共に携帯電話基地局設置に伴う資材置場等の工事用地を確保するための申請であり、来年1月末までの一時転用となっております。なお、本申請は工事用地の確保に伴うもののみとなっております、基地局本体の設置は県や委員会の許可を必要としない農地法施行規則該当転用に該当し、申請者からの届出があり次第報告させていただきます。

議案書10ページから12ページをご覧ください。

受付番号4番の申請箇所及び事業計画、土地の利用計画図は記載のとおりとなります。

13、14 ページをご覧ください。意見書・調査書の内容を説明いたします。

(意見書・調査書の内容を説明)

続きまして、受付番号5番について詳細を説明いたします。15 ページから 17 ページをご覧ください。申請箇所は記載のとおりで、事業計画及び利用計画図は面積の関係で数字に違いはありますが、先ほどご説明致しました受付番号4番と同様の内容となっております。

続きまして、意見書・調査書の内容を説明いたします。18、19 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑ないものと認め、質疑を終わります。これより、採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第26回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時56分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長 (会長)

1 番

9 番